

意見書

電波法施行規則、無線局運用規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について、電波法第 99 条の 12 第 1 項及び第 2 項の規定により、意見の聴取を行った（平成 21 年 10 月 21 日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成 21 年 11 月 26 日

主任審理官 伊丹 俊八

記

第 1 意見

電波法施行規則、無線局運用規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案は、適当である。

第 2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

- 一 船舶に施設する救命用無線設備の機器として搜索救助用位置指示送信装置を追加し、当該装置を総務大臣の行う型式検定を要する機器とすること。（第 11 条の 4 関係）
- 二 義務船舶局に備えなければならない遭難自動通報設備の機器として搜索救助用位置指示送信装置を追加し、搜索救助用レーダートランスポンダとの選択を可能とすること。（第 28 条関係）
- 三 搜索救助用位置指示送信装置を使用して行う遭難通信の方法を定めること。（第 36 条の 2 及び別図第 6 号関係）

イ 施行期日

平成 22 年 1 月 1 日から施行すること。

(2) 無線局運用規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

- 一 遭難自動通報設備の通報の送信等に搜索救助用位置指示送信装置を使用した通報を追加すること。（第 78 条の 2 関係）
- 二 遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置の対象として搜索救助用位置指示送信装置の通報を追加すること。（第 81 条の 7 関係）

イ 施行期日

平成 22 年 1 月 1 日から施行すること。

(3) 無線設備規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

- 一 搜索救助用位置指示送信装置の技術的条件を定めること。（第 14 条、第 45 条の 3 の 3 の 2、別表第 1 号、別表第 2 号及び別表第 3 号関係）

二 搜索救助用レーダートランスポンダの技術的条件に円偏波を追加すること。
(第45条の3の3関係)

イ 施行期日

平成22年1月1日から施行すること。

(4) 周波数割当計画の一部変更案

ア 変更の内容

一 搜索救助用位置指示送信装置の導入に伴い、規定の変更を行うこと。

二 その他規定の整備をすること。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

(1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。)

本件は、海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS条約)の改正に伴い、関係規定の整備を行うものである。

SOLAS条約においては、現在、船舶が遭難した際にその位置を示すための無線設備として一定の船舶に対し、搜索救助用レーダートランスポンダの搭載が義務付けられているが、これと同等の性能を有するものとして、新たに船舶自動識別装置(AIS)の技術を利用した搜索救助用位置指示送信装置(AIS-SART)が、平成22年1月1日発効の改正SOLAS条約により導入され、いずれかの装置の搭載が選択可能となることとなった。

については、AIS-SARTの円滑な国内導入を図るため、義務船舶局に備えなければならない遭難自動通報設備の機器にAIS-SARTを追加すること、AIS-SARTの通報の送信方法を遭難自動通報設備の通報の送信方法に追加すること、AIS-SARTの技術的条件等に係る関係規定の整備を行うものである。

周波数割当計画の一部変更案については、AIS-SARTに対して、無線通信規則付録第18号において定められた周波数を割当ててを可能とするため、161.475MHzから162.05MHzまでの周波数帯における無線局の目的等に「搜索救助用位置指示送信装置用」を追加等するものである。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案等に関し、下表のとおり、利害関係を有する2者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案等に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛否	備考
社団法人全国船舶無線工事協会	賛成	
水洋会	賛成	

第3 理由

本件は、SOLAS条約の改正(平成22年1月1日改正条約発効)に伴い、船舶の遭難救助の際の位置を特定するために一定の船舶に搭載が義務付けられている遭難自動通報設備の機器として、新たに船舶自動識別装置(AIS)の技術を使用する搜索救助用位置指示送信装置(AIS-SART)を導入するため、電波法施行規則、無線局運用規則及び無線設備規則の各一部を改正し、併せて周波数割当計画の一部を変更するものである。

AIS-SART は、すでに普及している AIS を備える船舶局や海岸局の指示器上に GPS 信号による遭難船の位置情報を表示させるものであり、船舶遭難時の捜索救助活動の一層の迅速化及び効率化に寄与することが期待されている。

本件の改正案等の内容については、以下のとおり適当と認められる。

- 1 電波法施行規則の改正案では、船舶に施設する救命用の無線設備の機器として AIS-SART を追加し総務大臣の行う型式検定を要する機器とすること、義務船舶局に備えなければならない遭難自動通報設備の機器として AIS-SART を追加し、捜索救助用レーダートランスポンダとの選択を可能とすること等の規定を設けており、改正内容は適当と認められる。
- 2 無線局運用規則の改正案では、遭難自動通報設備の通報の送信方式及び通報を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置について、AIS-SART による通報を追加する規定を設けており、改正内容は適当と認められる。
- 3 無線設備規則の改正案では、国際海事機関（IMO）の AIS-SART に関する性能基準に関する勧告に基づき、AIS-SART に係る技術的条件に関する規定を設けており、改正内容は適当と認められる。
- 4 周波数割当計画の変更案では、現在、AIS 等に分配されている 161.475-162.05MHz 帯における無線局の目的等に「捜索救助用位置指示送信装置用」を追加等するものであり、変更内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。